

# 一般社団法人 大分県ソフトボール協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人大分県ソフトボール協会（以下「本会」という。）と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 本会は主たる事務所を大分県大分市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、大分県のソフトボール界を統轄し、代表する団体として大分県のソフトボールの普及振興ならびに競技力向上を図り、もって県民の健康増進ならびに地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ソフトボールの普及及び奨励ならびに競技力向上のために必要な事業
- (2) ソフトボールに関する各種競技会の開催に関する事業
- (3) ソフトボール競技公認審判員、公式記録員及び指導者の養成に関する事業
- (4) ソフトボールチームの育成及び選手の強化に関する事業
- (5) ソフトボールに関する講習会の開催、情報の収集及び広報に関する事業
- (6) ソフトボールの全国、西日本、九州ブロック大会等への役員及びチームの派遣に関する事業
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第5条 本会の公告は、本会の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(機関の設置)

第6条 本会は、評議員(社員)、評議員会(社員総会)、理事、理事会及び監事ならびに運営会議を置く。

## 第3章 会員

(会員)

第7条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、理事会の承認を得て入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 本会の事業に賛同し、事業の実施に協力するために入会した個人及び団体

(入会)

第8条 会員として入会しようとするもの(以下「本人」という。)は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

2 正会員の入会は、評議員会において別に定める基準に基づき、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会費)

第9条 会員は本会の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員となったとき及び年ごとに、評議員会において別に定める額を会費として納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 会員である団体が解散したとき
- (4) 正当な理由なく会費納入義務を6ヶ月以上怠ったとき
- (5) 除名されたとき

(任意退会)

第11条 会員は、退会しようとするときは、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、評議員会において、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上の議決をもって除名することができる。

- (1) 本会の定款またはその他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけまたは目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名する正当な理由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

ただし未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失した場合、当該会員が納入済みの会費及びその他の拠出金品については、これを返還しない。

## 第4章 評議員

(評議員の選出・員数その他)

第14条 本会に評議員を置く。

2 評議員は、正会員の中から第51条に掲げる加盟団体等により選出、推薦を受けた者とし、理事会の承認を受けるものとする。

3 評議員の員数は、別に定める基準により定める。

4 前項の評議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(評議員名簿)

第15条 本会は、評議員の氏名及び住所を記した評議員名簿を作成し、本会の主たる事務所に備え置くものとする。

2 本会の評議員に対する通知及び催告は、評議員名簿に記載した住所又は評議員が本会に通知した居所にあてて行うものとする。

(評議員の資格の喪失)

第16条 評議員は、辞任届を提出することにより、任意にいつでも評議員を辞任することができる。

2 評議員会は、評議員が第12条に掲げる事項に該当する場合、評議員たる義務を怠った場合、その他資格喪失に足る正当な事由があると認められる場合には、総評議員の総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上の議決をもって、評議員の資格を喪失させ

ることができる。

この場合、当該評議員に対し、評議員会の1週間前までに、理由を付して資格喪失に関する議案の内容を通知し、評議員会において弁明の機会を与えなければならない。

- 3 前項のほか、第10条の規定による会員資格の喪失によって評議員の資格を失う。

## 第5章 評議員会

(評議員会)

第17条 本会の評議員会は、第14条第2項で選出、推薦を受けた評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(議決権等)

第18条 評議員会における議決権は、評議員1名につき1個とする。

- 2 評議員は、本会の評議員を代理人として議決権を行使することができる。ただし、この場合は、評議員会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。また、代理人となった評議員は、1名につき1個までしか代理を受任することはできないものとする。

(評議員会の権限)

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
  - (2) 役員の報酬の額またはその規定
  - (3) 定款の変更
  - (4) 各事業年度の事業報告及び決算報告
  - (5) 入会の基準並びに会費の金額
  - (6) 会員の除名
  - (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け
  - (8) 解散及び残余財産の処分
  - (9) 合併及び事業の全部もしくは一部の譲渡
  - (10) 理事会において評議員会に付議した事項
  - (11) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第21条第2項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することはできない。

(開催)

第20条 定時評議員会は、毎事業年度末の翌日から3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時評議員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、会長に招集の請求をしたとき
- (2) 総評議員の10分の1以上から、評議員会の目的である事項および招集の理由を記載した書面により、開催の請求が会長にあったとき

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員会を招集するには、会議の日時、場所、目的である事項、その他法務省令で定める事項を記載した書面又は電磁的方法(電子メール)をもって、開催日の1週間前までに、評議員に対して招集通知を発するものとする。

(議 長)

第 22 条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員のうちから選任する。

(議決の方法)

第 23 条 評議員会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数により議決するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により決するものとする。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

(評議員会の決議の省略)

第 24 条 評議員会の決議の目的たる事項について、理事または評議員から提案のあった場合において、その提案に評議員の全員が書面又は電磁的方法（電子メール）によって同意の意思表示をしたときは、その提案を議決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 25 条 評議員は、本会の評議員を代理人として、議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における第 23 条の規定の適用については、その評議員は出席したものとみなす。

(評議員会議事録)

第 26 条 評議員会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した評議員のうち 2 名が署名又は記名押印して 5 年間本会の主たる事務所に備え置くものとする。

(評議員会規則)

第 27 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

## 第 6 章 役 員

(役員を選任方法等)

第 28 条 本会の理事の員数は、10 名以上 35 名以内、監事の員数は 2 名とする。

2 本会の理事及び監事は、評議員会で選任する。

3 会長 1 名、副会長若干名、理事長 1 名、副理事長若干名及び常任理事若干名は、理事の中から理事会において選定する。

4 前項の会長及び理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

5 第 3 項の会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の業務執行理事とする。

6 前項のほか、理事会の決議をもって業務執行理事を選定することができる。

7 役員及び評議員は、互に他を兼ねることができない。

(役員の就任制限等)

第 29 条 理事は、本会の監事または使用人を兼ねることができない。

2 監事は、本会の理事または使用人を兼ねることができない。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または3親等内の親族その他法令で定める特別の関係のある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

監事についても同様とする。

4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事または使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係のあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

監事についても同様とする。

5 理事または監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

（理事の職務及び権限）

第30条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、本会の業務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 理事長は、本会を代表し、その業務を執行する。

5 副理事長は、理事長を補佐し、本会の業務を執行する。

6 常任理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本会の業務を執行する。

7 理事長、副理事長及び常任理事の権限は、理事会の決議により別に定める職務権限規程による。

8 理事は、評議員会に出席し、必要がある認めるときは、意見を述べることができる。

（監事の職務および権限）

第31条 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査する。この場合、法務省令で定めるところにより監査報告書を作成しなければならない。

(2) 本会の業務ならびに財産及び会計の状況を監査すること。

(3) 評議員会及び理事会に必ず出席し、必要あると認めるときは、意見を述べること。

(4) 理事が不正な行為をし、もしくはその行為をする恐れがあると認められるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。

ただし、請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

(7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をする恐れがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生じる恐れがあるときは、その理事に対して、その行為をやめさせることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

（任期）

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補充または増員により選任した理事の任期は、前任者または現任者の任期の残任期間と同一とする。
- 4 任期の満了前に退任した監事の補充として選任された監事の任期は、退任した監事の任期が満了すべき時までとする。
- 5 理事、監事及び代表理事（以下「役員」という。）は、辞任または任期満了後において定数を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

（解任）

第33条 役員は、次のいずれかに該当するときは、いつでも評議員会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、総評議員の半数以上であつて、総評議員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に反し、または職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、また、これに耐えないとき。

（報酬等）

第34条 役員には、その職務執行の対価としての報酬は、支給しない。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

（取引の制限）

第35条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己または第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引

(2) 自己または第三者のためにする本会との取引

(3) 本会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取り扱いについては、第48条に定める理事会規則によるものとする。

（責任の免除）

第36条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

（名誉会長、顧問）

第37条 本会には、名誉会長、顧問及び参与を若干名置くことができる。その任期は2年とし、再任を妨げない。

2 名誉会長は、理事会及び評議員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。名誉会長は、当会の重要事項について、会長に意見を述べることができる。

3 顧問は、本会の会長または副会長であつた者及び本会に功労があつた者の中から、理事会及び評議員会で推薦し、会長が委嘱する。顧問は、会長及び理事会の諮問に応ずる。

4 参与は、理事会及び評議員会で推薦し、会長が委嘱する。参与は、理事会の諮問に応ずる。

5 名誉会長、顧問及び参与は無報酬とする。

6 名誉会長、顧問及び参与に関する細則は、理事会において定める。

第7章 理事会

(構成)

第38条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって組織する。

(権限)

第39条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
  - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
  - (3) 理事の職務の執行の監督
  - (4) 会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事の選定及び解職
  - (5) 前各号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制の整備
  - (6) 第36条の責任の免除

(種類及び開催)

第40条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定時理事会は、毎年2ヶ月に1回、おおむね6回開催する。
- 3 定時理事会を理事会及び常任理事会に区分し、理事会は第39条第1項に掲げる事項について意思決定を行い、常任理事会は、その意思決定に従って具体的業務を執行管理する。
- 4 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合にその請求をした理事が招集したとき
  - (4) 第31条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき
- 5 会長は、やむを得ない事情があると認めるときは、理事会を電磁的方法で開催することができる。この場合の表決は書面又は電磁的方法によるものとする。

(招集)

第41条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第4項第3号により理事が招集する場合及び同条4項第4号により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第4項第2号または第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法(電子メール)をもって、開催1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第42条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長が欠けたとき、または会長に事故があるときは、当該理事会において議長を選出する。

(定足数)

第43条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第44条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法（電子メール）をもって表決することができる。

(決議の省略)

第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的方法（電子メール）により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。

ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第46条 理事または監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第35条第2項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事はこれに記名捺印しなければならない。

2 理事会が第40条第5項の規定により電磁的方法にて開催されたとき及び第44条2項により理事が電磁的方法により表決したときは、議事録にその内容を記載するものとする。

(理事会規則)

第48条 理事会に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める理事会規則による。

## 第8章 運営会議

(運営会議の設置)

第49条 本会に運営会議を置く。

運営会議は、第51条第1号に規定する加盟団体の代表者で構成する。

2 会長は、本会の組織運営及び管理に関する重要事項については理事会提案前に運営会議に諮り、承認を受けるものとする。

3 運営会議は、会長が必要と認めるときに招集し、その議長となる。

## 第9章 加盟団体

(加 盟)

第50条 本会は、公益財団法人大分県スポーツ協会ならびに公益財団法人日本ソフトボール協会に、その加盟団体として加盟する。

2 前項の他に西日本ソフトボール協会及び九州ソフトボール協会に加盟し、本会の事業を行う。  
(加盟団体等)

第51条 本会は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本会に加盟したものを加盟団体（以下「加盟団体」という。）とする。

- (1) 大分県内の市、郡、町の体育協会が認めたソフトボール協会
- (2) 大分県における、各学校のソフトボールを統轄する競技団体
- (3) その他、理事会において認めるソフトボール競技団体及びチーム  
(加盟手続き)

第52条 本会の加盟団体になろうとする前条各号に該当する団体は、加盟申請書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 加盟団体が第51条各号に該当しなくなった場合または加盟団体として不適当と認める場合は、理事会の決議によって当該団体を除名することができる。

## 第10章 財産及び会計

(事業年度)

第53条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(財産の管理・運用)

第54条 本会の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画および収支予算)

第55条 本会の事業計画及び収支予算ならびに資金調達の見込み及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会に報告しなければならない。

これを変更する場合でも、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立日の前日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第56条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、評議員会において、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- (6) 財産目録

2 本会は、第1項の評議員会の終結後、遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表等及び損益計算書を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分または譲り受け)

第57条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期

借入金を除き、評議員会において総評議員の過半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

- 2 本会が重要な財産の処分または譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(剰余金の分配を行わない定め)

第58条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(会計原則)

第59条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計慣行に従うものとする。

- 2 本会は、会計帳簿の閉鎖の時から、10年間その会計帳簿およびその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

## 第11章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第60条 この定款は、評議員会において、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第61条 本会は、評議員会において、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する法人との合併又は同法人に対する事業の全部の譲渡をすることができる。

(解散)

第62条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法第148条1号ならびに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、評議員会において、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

第63条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会において総評議員の半数以上であって、総評議員の3分の2以上の議決により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第12章 委員会

(委員会)

第64条 本会の事業を推進するために必要であるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会は理事会から諮問された事項について調査、検討（協議）等を行う。
- 4 委員会の委員は、法令及びこの定款に定める理事、理事会及び監事の権限を代理することはできない。
- 5 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により、会長が別に定める。

## 第13章 事務局

(設置等)

第65条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長とその他職員を置く。

- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任命し、その他の職員は、会長が任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。  
(備え付け帳簿および書類)

第 66 条 主たる事務所には常に次に掲げる帳簿及び書類を定時評議員会の日の 2 週間前の日から 5 年間、備えておかななければならない。

- (1) 定款
  - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
  - (3) 評議員名簿及び評議員の異動に関する書類
  - (4) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
  - (5) 認定、許可、認可及び登記等に関する書類
  - (6) 定款に定める理事会及び評議員会の議事に関する書類
  - (7) 財産目録
  - (8) 役員等の報酬規定
  - (9) 事業計画書及び収支予算書
  - (10) 事業報告書及び決算書類
  - (11) 監査報告書
  - (12) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については法令の定めによるほか、第 67 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

## 第 14 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 67 条 本会は、公正で開かれた活動をするため、その活動状況、運営内容、財産資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 68 条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

## 第 15 章 附 則

(委 任)

第 69 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

(特別の利益の禁止)

第 70 条 本会は、本会に財産の贈与もしくは遺贈する者、本会の役員もしくは会員またはこれらの親族に対し、施設の利用、金銭の貸し付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることはできない。

(設立時社員の氏名及び住所)

第 71 条 本会の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

大分県速見郡日出町大字豊岡 6069 番地 59

三 浦 正 臣

大分県大分市田尻南 2 丁目 14 番 5 号

森 留 雄  
大分県大分市坂ノ市西2丁目2番21号  
高 橋 秀 幸

(設立時の役員)

第72条 本会の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	三 浦 正 臣	(会長)
設立時理事	小 寺 隆	(副会長)
設立時理事	福 島 知 克	(副会長)
設立時理事	後 藤 政 義	(副会長)
設立時理事	鴛 海 豊	(副会長)
設立時理事	河 野 博 文	(副会長)
設立時理事	栗 林 久	(副会長)
設立時理事	今 井 義 人	(中津支部)
設立時理事	河 野 睦 夫	(宇佐支部)
設立時理事	永 元 勝 己	(豊後高田支部)
設立時理事	吉 松 京 一	(国東支部)
設立時理事	大 塚 茂 治	(杵築支部)
設立時理事	中 津 留 徹	(速見支部)
設立時理事	片 岡 一 幸	(別府支部)
設立時理事	森 留 雄	(理事長、大分支部)
設立時理事	後 藤 文 明	(豊後大野支部)
設立時理事	阿 南 智 博	(竹田支部)
設立時理事	板 井 祐 造	(臼杵支部)
設立時理事	石 堂 裕	(津久見支部)
設立時理事	濱 崎 義 日 出	(佐伯支部)
設立時理事	河 野 福 三	(由布支部)
設立時理事	野 田 高 徳	(日田支部)
設立時理事	日 隈 法 尊	(玖珠支部)
設立時理事	高 橋 秀 幸	(副理事長)
設立時理事	釘 野 喜 弘	(常任理事)
設立時理事	谷 口 昭 徳	(常任理事)
設立時理事	佐 藤 久	(常任理事)
設立時理事	濱 口 亮	(常任理事)
設立時理事	甲 斐 寿 義	(常任理事)
設立時理事	佐 藤 政 之	(常任理事)
設立時理事	柚 木 徹	(常任理事)
設立時理事	佐 藤 公 代	(常任理事)
設立時理事	興 田 賢 一	(常任理事)
設立時監事	新 宮 幸 治	(豊後大野支部)
設立時監事	安 松 賢 二	(安松賢二税理士事務所)

(設立時の代表理事)

第73条 本会の設立時代代表理事は次のとおりとする。

大分県速見郡日出町大字豊岡 6069 番地 59

設立時代代表理事 三 浦 正 臣

大分県大分市田尻南 2 丁目 14 番 5 号

設立時代代表理事 森 留 雄

(最初の事業年度)

第74条 本会の最初の事業年度は、本会設立登記の日から令和3年12月31日までとする。

(最初の役員の任期)

第75条 本会の設立当初の役員の任期は、第32条の規定にかかわらず、理事については、令和4年度の、監事については令和6年度の事業年度に関する評議員会の終結の時までとする。

(定款に定めない事項)

第76条 この定款に定めない事項については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に定めるところによる。

以上、一般社団法人大分県ソフトボール協会の設立のため、設立時社員三浦正臣、同森留雄、同高橋秀幸の定款作成代理人である司法書士法人大分司法事務所社員 其田恭明は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和3年3月 日

大分県速見郡日出町大字豊岡 6069 番地 59

設立時社員 三 浦 正 臣

大分県大分市田尻南二丁目 14 番 5 号

設立時社員 森 留 雄

大分県大分市坂ノ市西二丁目 2 番 21 号

設立時社員 高 橋 秀 幸

上記設立時社員らの定款作成代理人

司法書士法人大分司法事務所 社員 其田 恭明

(令和5年(2023)1月28日一部改正) 第28条3 副理事長「1名」を「若干名」に変更